

知財ひろば のご案内

私たちは、日本弁護士連合会と日本弁理士会を運営母体とする団体で、このような知的財産に関するお悩みを裁判外で解決するお手伝いをしております。

取引会社が当社の特許権を侵害しているらしい。友好関係を損なうことなく、紛争解決する手段はあるのかな。

知的財産の紛争を抱えているが、そのことを第三者に知られたくない。当事者間だけで解決できるのかな。

当事者間の自主的紛争解決手段として、調停制度があるそうだが、費用はどのくらいかかるのかな。減免制度もあるのかな。

日本知的財産仲裁センターには、センター判定、事業適合性判定があるが、特許庁の判定制度と何が違うのかな。

平成 24 年 11 月 1 日

Services 取扱業務



相談

知的財産に関する紛争の解決及び予防のための相談を受けております。



調停

調停は、弁護士・弁理士各1名による調停人が当事者間の紛争解決に協力し、和解の成立に向けて努力する制度です。調停人の意見や判断をもとに当事者が合意して和解契約を結ぶことにより事件を解決します。

仲裁

仲裁は、当事者の合意に基づいて、紛争の解決を弁護士及び弁理士を含む少なくとも3名の仲裁人にまかせ、仲裁人の判断に強制力を持たせて紛争の解決を図る手段です。



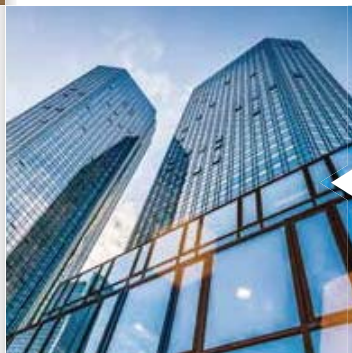
JP ドメイン名紛争処理

登録商標等が他人により不正目的でJPドメイン名として登録された場合の争いなど、ドメイン名についての紛争を解決します。



センター判定

特許権、実用新案権、意匠権、商標権に関して、対象物がそれらの権利範囲に属しているか否かの判定、及びそれらの権利の登録に無効理由があるか否かの判定を弁護士・弁理士各1名で行います。センター判定には、申立人だけが当事者となる単独判定と、被申立人も当事者となる双方判定があります。



センター必須判定

必須判定とは、特定の技術標準規格（以下「対象技術標準規格」という）に関する必須特許の実施許諾団体と、センターとの合意に基づき、特定の特許が対象技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須であるか否かについて、センターが行う判定のことをいいます。

事業適合性判定

事業者等に対し、研究開発段階、試作段階、製品化・量産段階等における研究開発テーマ・事業等に影響を与える先行特許があるかどうかについて、予め登録された判定人候補者である弁護士1名・弁理士1名が、協働して質的な評価をします。



事業に対する特許の貢献度評価

特許群に係る発明の実施事業において、当該事業に対する特許群全体としての貢献度に個々の特許が占める割合に関し、予め登録された評価人候補者である弁護士1名・弁理士1名が協働して、法的及び技術的な視点から評価をします。



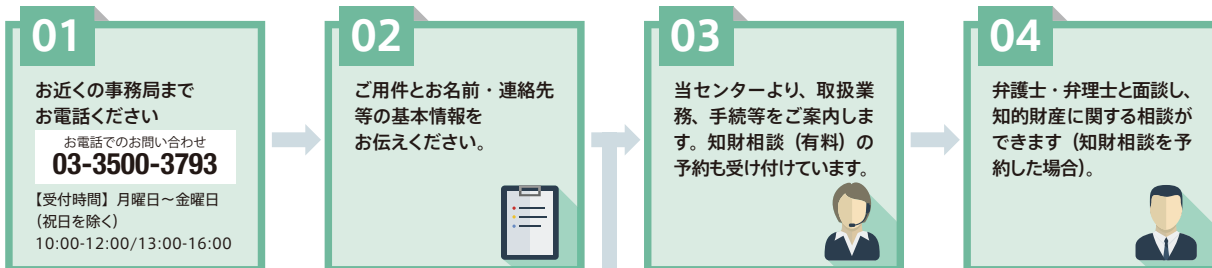
Specific Example

具体例

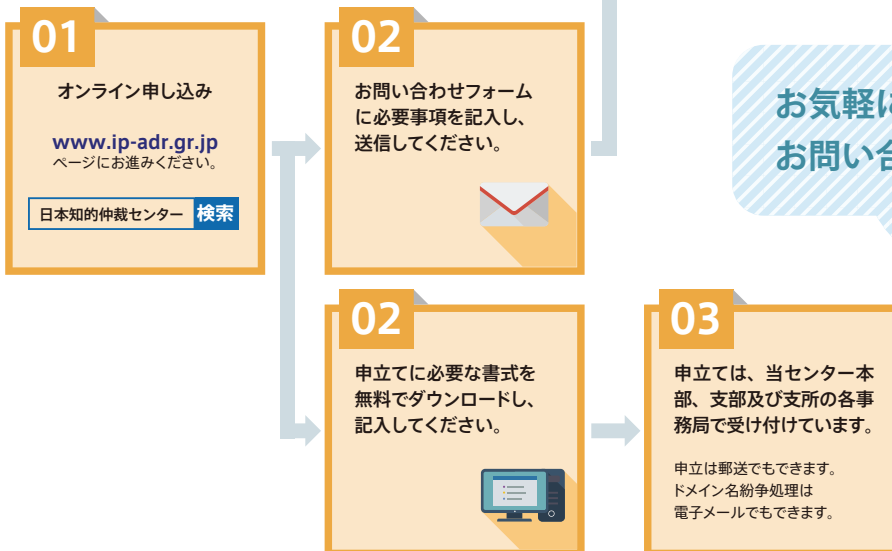
- ▶ あなたの知的財産が他人に無断で利用・使用されているとき
- ▶ 第三者から権利を侵害していると警告を受けたとき
- ▶ 自社製品が第三者の特許権に含まれるかどうか判断したいとき
- ▶ 特許・商標・著作権等のライセンス契約の実施料に争いがあるとき
- ▶ 職務発明の対価について争いがあるとき
- ▶ 自社の登録商標等の表示が第三者にドメイン名として使用されたとき
- ▶ 特許・商標・著作権等の紛争について、どこに相談したらいいかわからないとき

コンタクトまでの流れ

お電話から



Webから



お気軽に
お問い合わせください



手続に必要な費用

A	相談料	1 時間	10,000 円
B	調停	申立手数料 期日手数料（各自負担） 和解契約書作成手数料（各自負担）	47,620 円 47,620 円 142,858 円
C	仲裁	申立手数料 期日手数料（各自負担） 和解契約書作成手数料（各自負担）	100,000 円 100,000 円 200,000 円
D	JP ドメイン名紛争処理	申立手数料（判定人 1 名） 申立手数料（判定人 3 名）	180,000 円 360,000 円
E	センター判定	単独判定申立手数料 双方判定申立手数料 口頭審理期日手数料（各自負担）	300,000 円 400,000 円 100,000 円
F	事業適合性判定	事前相談料 外部審査機関調査費用 第 1 号事業適合性判定 第 2 号事業適合性判定 第 3 号事業適合性判定 第 4 号事業適合性判定	10,000 円 100,000 円 ~ 200,000 円 600,000 円 900,000 円 300,000 円
G	事業に対する特許の 貢献度評価	事前相談料 第 1 号貢献度評価 第 2 号貢献度評価 第 3 号貢献度評価	10,000 円 125,000 円 ~ 225,000 円 ~ 225,000 円 ~

※ 手数料は通常、上記のとおりです。調停については減額される場合もあります。詳しくはホームページをご覧ください。
※ 上記の価格は税抜価格です。



事務局

東京本部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番2号
弁理士会館内
TEL.03-3500-3793 FAX.03-3500-3839



関西支部弁護士会分室

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満1丁目12番5号
大阪弁護士会館内
TEL.06-6364-0861 FAX.06-6364-5069



関西支部弁理士会分室

〒530-0047 大阪府大阪市北区梅田3-3-20
明治安産生命 大阪梅田ビル25階 日本弁理士会関西会内
TEL.06-6453-8205 FAX.06-6453-8210



名古屋支部三の丸分室

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目4番2号
愛知県弁護士会館内
TEL.052-203-1651 FAX.052-203-0714

名古屋支部伏見分室

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2丁目10番19号
名古屋商工会議所ビル4階 日本弁理士会東海会内
TEL.052-211-2051 FAX.052-211-4005

- 北海道支所 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館内
TEL.011-251-7730 FAX.011-251-2067
- 東北支所 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目9番18号 仙台弁護士会館内
TEL.022-223-1005 FAX.022-726-2545
- 中国支所 〒730-8501 広島県広島市中区基町6番27号 そごう新館6階
紙屋町法律相談センター内
TEL.082-225-1600 FAX.082-225-1616

- 四国支所 〒760-0033 香川県高松市丸の内2-22
香川県弁護士会館内
TEL.087-822-3693 FAX.087-823-3878
- 九州支所 〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通5丁目14番12号
南天神ビル2階 天神弁護士センター内
TEL.092-741-3208 FAX.092-752-1333

受付時間

月曜日から金曜日（祝祭日を除く）午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで
北海道支所のみ午前9時から午後4時まで / 中国支所のみ火曜休業

ホームページアドレス : <http://www.ip-adr.gr.jp> 電子メールアドレス : jimu@ip-adr.gr.jp